# カーボンニュートラル推進に向けた連携協定書

生駒市（以下「甲」という。）とサントリーホールディングス株式会社（以下「乙」という。）、サントリー食品インターナショナル株式会社（以下「丙」という。）は、カーボンニュートラル推進に向け、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、甲における持続可能な循環型社会かつ脱炭素社会の実現に向けて、環境分野での取組を中心とした連携により、共に考え創りあげていくことを目的とする。

（連携事項）
第２条　甲乙丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
（１）地球環境保全に係る普及啓発及び環境学習に関すること
（２）ペットボトルの水平リサイクルに関すること
（３）産学官連携推進に関すること
（４）地域コミュニティの活性化に関すること
（５）その他、目的の達成に寄与すると思われる事項に関すること

（協定内容の変更）
第３条　甲乙丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙丙が協議し合意の上、必要な変更を書面により行うものとする。

（守秘義務）
第４条　甲乙丙は、本協定に基づく連携・協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手の承諾を得ずに第三者（乙丙のグループ会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。なお、本協定終了後も、同様とする。

（有効期間）
第５条　本協定の有効期間は、令和６年５月２７日から令和７年３月３１日までとする。ただし、期間満了１か月前までに甲、乙、丙から別段の意思表示がない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
２　甲乙丙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の１ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約ができるものとする。

（反社会的勢力の排除）
第６条　甲乙丙は、自らが暴力団、その関係団体、これらの構成員、関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）でないこと、及び過去に反社会的勢力ではなかったことを保証する。

（協議等）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上の合意の証として、本書３通を作成し、甲乙丙が署名の上、各自１通を保有する。

令和６年５月２７日

甲　奈良県生駒市東新町８丁目３番地
生駒市長　　小紫　雅史

乙　東京都港区台場二丁目３番３号
サントリーホールディングス株式会社
常務執行役員　サステナビリティ経営推進本部
本部長　　藤原　正明

丙　東京都港区芝浦三丁目１番１号田町ステーションタワーN
サントリー食品インターナショナル株式会社
常務執行役員　ＳＢＦジャパン生産・ＳＣM本部
本部長　　風間　茂明